

昭和三十二年 大西家農事組合規約

第一章 総則

第一條 本組合は明石郡神出村大西家農事組合と稱す

第二條 本組合の事務所は明石郡神出村に置く

第三條 本組合は大西家及明石郡神出村地区に在る大西家所有地及び小作人所有地を以て組織す

第四條 本組合は組合員が共同財産を増殖し地主小作人相互幸福増進を其親睦融和の計を以て目的とす

第五條 本組合は存立期間を設立の日より滿二十年とす

第二章 事業

第六條 本組合は左の事業を行つてモトス

一 農事改良促進を図ルコト

二 組合員中善行者を表彰スルコト

三 組合員中於て小作米納付其他の統制を協議して生じしむる時之が調停ヲナスコト

四 組合員各自貯金を奨励シ大西家と共に其便宜ヲ計ルコト

五 其他産業上必要の事項

第三章 役員及職員

第七條 本組合は役員及職員を置く

顧問 一名 組合長 一名

理事 二名 評議員 二七名

相談役 若干名 書記 若干名

第八條 役員及職員は職務権限并に仕免ハ左の如し

一 顧問は大西家之主として當り本組合を統括ス

二 組合長は組合の事務を總理シ右支那を監督ス組合長は顧問之レヲ囑托ス

三 理事長は組合長ヲ後ケ事務ヲ掌リ組合長事故の場合ハ之レヲ代理ス

四 評議員は組合の重要事項ヲ評議ス

五 評議員ハ左の割合ヲ以テ右支那ヨリ選出ス但支那長ハ當選評議員ハ一員ヲモトス

六 顧問は大西家関係者中より評議員十一名ヲ指名ス評議員

評議員ハ左の割合ヲ以テ右支那ヨリ選出ス但支那長ハ當選評議員ハ一員ヲモトス

七 顧問は大西家関係者中より評議員十一名ヲ指名ス評議員

評議員ハ左の割合ヲ以テ右支那ヨリ選出ス但支那長ハ當選評議員ハ一員ヲモトス

八 顧問は大西家関係者中より評議員十一名ヲ指名ス評議員

評議員ハ左の割合ヲ以テ右支那ヨリ選出ス但支那長ハ當選評議員ハ一員ヲモトス